

## 消費税インボイス制度に関するWeb説明会の開催及び参加者募集のご案内 【農業者、食品関連事業者、関連団体等向け】（無料）

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっています。

インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のためにインボイスの保存が必要になり、インボイスの交付を行うためには令和3年10月1日に開始された税務署への「適格請求書発行事業者（※）」としての登録申請が必要となるといった現行制度からの変更点があります。また、円滑な移行のため、免税事業者からの仕入れについても、制度導入後の3年間は仕入税額の80%、その後の3年間は仕入税額の50%を控除できる経過措置が設けられています。

制度を理解していただき準備や対応を行っていただくにあたり、下記のとおり、Webシステム（Webex Meetings）による説明会を開催しますので、是非、お申込みいただきますようお願いいたします。

お申込み後に、説明会への参加に必要なWebシステム（Webex Meetings）のURLを送信します。

（※）インボイスを交付できる事業者として税務署の登録を受けた事業者のことを指し、課税事業者がこうした登録を受けられることになっています。

### Webシステムによるインボイス制度説明会開催案内

**開催日時** 令和4年2月25日（金） 10時00分～（1時間30分）

**説明者** 財務省・国税局職員 および 農林水産省経営局職員

**内容** ◇ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要説明  
◇ 質疑応答

**対象** 農業関係者、食品関連事業者、関連団体等

**定員** 1,000名

**申込方法** 以下のURLより必要事項を記載の上お申し込み下さい。  
<https://www.maff.go.jp/tokai/press/kikaku/220208.html>

※申込締切：令和4年2月21日（月）

お申込み後に接続するURL、資料の案内を行います。

